

初診時・再診時選定療養費改定のお知らせ

令和4年度診療報酬改正で、特定機能病院及び200床以上の地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関におきましては、医療機関相互間の分担並びに連携推進を目的に厚生労働省が定めた法令により、一定額以上の負担が健康保険法で義務づけられました。

この制度に基づき、当院では初診時に「紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない方」を対象に「保険外併用療養費（選定療養費）」として7,000円（再診の場合3,000円）をご負担いただくこととなりましたので、ご了承ください。

令和4年10月1日より

初 診	紹介状を持たずに当院を受診された場合 <ul style="list-style-type: none">・ 当院を初めて受診・ 前回の病気が治癒（軽快）した後の受診・ 前回から6ヶ月以上経過後の受診 ※6ヶ月以上経過した場合、病気が軽快したと判断します <ul style="list-style-type: none">・ 受診指示日より1ヶ月以上経過後の受診 他、健康保険法に規定する算定方法によります	7,000円 (税込)
再 診	当院の医師が、病状が安定したと判断して、他の病院又は診療所に文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、 ご自身の判断で当院の診察の継続を希望し、再受診した場合	3,000円 (税込)

「かかりつけ医」を持ち必要な場合には「紹介状」を持参のうえ当院を受診してください。地域の皆さまに、より良い医療、質の高い専門医療が提供できるよう努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※「療担規則第5条の4第1項及び療担基準第5条の4第1項の選定療養費に関して支払いを受けようとする場合の厚生労働大臣が定める基準」に基づいて定めております。

心臓病センター榊原病院
院長